



発行額を抑制するものです。

歳入です。「10 款 地方特例交付金、1 項 地方特例交付金、1 目 地方特例交付金」1,105 万 2 千円の減は、それぞれ額の確定により計上するものです。

「11 款 地方交付税、1 項 地方交付税、1 目 地方交付税、説明欄 1 普通交付税」は、額の確定により 3 億 6,734 万 5 千円増額するものです。

「15 款 国庫支出金、1 項 国庫負担金、1 目 民生費国庫負担金、説明欄 3 住居確保給付金負担金」は、住居確保給付金の給付件数の増に伴い、2,452 万 7 千円増額するものです。「2 目 衛生費国庫負担金、説明欄 2 新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金」1 億 3,991 万 8 千円は、10 月以降の新型コロナウイルスワクチン接種費用に対する負担金です。「2 項 国庫補助金、1 目 総務費国庫補助金、説明欄 1 個人番号カード関連事務費等補助金」227 万 9 千円は、個人番号カード交付事業に対する補助です。

「説明欄 3 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」4,477 万 4 千円は、新型コロナウイルス感染症対策経費に充当しています。「説明欄 4 消防団設備整備費補助金」1,515 万 9 千円は、排水ポンプ等の整備に対する補助金です。「2 目 民生費国庫補助金、説明欄 1 地域生活支援事業費等補助金」1 万 5 千円は、遠隔手話通訳タブレットの通信費に対する補助です。

「説明欄 2 障がい者総合支援事業費補助金」320 万円は、遠隔手話通訳のためのコミュニケーション支援ツールの導入等に対する 10/10 補助です。「3 目 衛生費国庫補助金、説明欄 3 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金」1,410 万 5 千円は、10 月以降の新型コロナウイルスワクチン接種に係る運営等の経費に対する補助です。「3 項 委託金、4 目 教育費委託金、説明欄 1 特別支援教育に関する実践研究充実事業委託金」285 万 6 千円は、国の委託事業に対する 10/10 委託金です。

「16 款 都支出金、2 項 都補助金、2 目 民生費都補助金、説明欄 1 地域生活支援事業費等補助金」7 千円は、遠隔手話通訳タブレットの通信費に対する補助です。「3 目 衛生費都補助金、説明欄 9 区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業補助金」230 万 5 千円は、新型コロナウイルス抗原検査キットの購入経費に対する 10/10 補助です。「説明欄 11 高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種補助金」367 万 6 千円は、自己負担分等に対する補助です。「7 目 教育費都補助金、説明欄 12 社会の力活用事業補助金」22 万 7 千円は、小学校の外国語授業に特別非常勤講師を配置し、実施するモデル事業への 10/10 補助です。

「19 款 繰入金、1 項 繰入金、2 目 特別会計繰入金」は、令和 2 年度決算確定により整理するもので、後期高齢者医療特別会計繰入金を 4,247 万

1千円、介護保険特別会計繰入金を178万9千円、国民健康保険特別会計繰入金を856万5千円、それぞれ計上するものです。

「20款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金、説明欄1 前年度繰越金」14億7,109万4千円は、令和2年度の決算剰余金です。

「21款 諸収入、5項 雑入、1目 雑入」250万円は、多摩川土手の先端環境性能舗装等工事に対する区市町村との連携による地球環境力活性化事業補助金です。

「22款 市債」は、「第二表 地方債補正」で説明したとおりですが、予算額を6億4,550万円減額するものです。

歳出です。「2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、説明欄6 庁舎維持管理費」3,178万5千円は、テレワーク等を推進するため、自宅等でも市役所の内線・外線電話を受信・発信できるFMC電話システムを導入するとともに、特別会議室にオンライン会議用ブースを設置する等、多様な働き方を可能とするための環境を整備するものです。「6目 財産管理費、説明欄2 公共施設整備基金費」は積立金を5,000万円、「説明欄3 公共施設修繕基金費」は積立金を5,000万円、それぞれ増額するものです。「8目 計算事務費、説明欄1 計算事務費」777万9千円は、ペーパーレス化に対応するパソコン等の導入や特別会議室にプロジェクター等を導入するものです。「11目 諸費、説明欄1 一般事務費」3億8,890万7千円は、令和2年度決算に伴い、過年度の国、都支出金等還付金を、それぞれ増額するものです。「説明欄4 新型コロナウイルス感染症で亡くなった方の葬儀費用補助事業」400万円は、新型コロナウイルス感染症感染防止対策経費として、通常の葬儀費用に上乗せして発生した経費について、最大20万円を補助するものです。「2項 徴税费、2目 賦課徴収費、説明欄1 一般事務費」121万円は、市税の収納のキャッシュレス化として、クレジットカード決済を導入する経費を計上するものです。「3項 戸籍住民基本台帳費、1目 戸籍住民基本台帳費、説明欄6 個人番号カード交付事業」227万9千円は、マイナンバーカードの交付体制を拡充するものです。

「3款 民生費、1項 社会福祉費、1目 社会福祉総務費、説明欄26 生活困窮者自立相談支援事業」3,270万4千円は、新型コロナウイルス感染症の長期化等による住居確保給付金の申請件数の増に伴い、増額するものです。

「8目 障がいサービス費、説明欄14 意思疎通支援事業」323万円は、聴覚障がい者との手話通訳を、タブレットを介し遠隔で対応するコミュニケーション支援ツールを導入するものです。

「4款 衛生費、1項 保健衛生費、2目 予防費、説明欄1 予防接種」697万5千円は、65歳以上の方の肺炎球菌ワクチンの初回接種費用について、

10月1日から自己負担分を軽減するため増額するものです。「説明欄10 新型コロナウイルス感染症予防」230万5千円は、抗原検査キットを追加購入するものです。「説明欄12 新型コロナ予防接種」1億5,402万3千円は、新型コロナウイルスワクチンの接種費用や運営費等の10月以降の経費を計上するものです。「2項 清掃費、1目 清掃総務費、説明欄3 清掃施設整備基金費」は、積立金を5,000万円増額するものです。

「8款 土木費、2項 道路橋りょう費、2目 道路維持費、説明欄1 道路維持費」1,742万4千円は、狛江駅南口ロータリーの交通島に植栽を配置するため、散水用の水道設備を設置するものです。また、多摩川土手の天端において、市占用部分の舗装工事を行うものです。「3項 河川費、1目 河川総務費、説明欄3 多摩川河川敷環境保全事業」1,211万6千円は、国が進める多摩川宿河原堰上流河道掘削工事にて実施する土手の天端の舗装工事等に併せて、環境性能舗装等工事を行うものです。「4項 都市計画費、1目 都市計画総務費、説明欄10 都市計画事業基金費」は、積立金を3億円増額するものです。

「9款 消防費、1項 消防費、1目 常備消防費、説明欄1 常備消防事務委託費」4,870万3千円は、負担金の見込額が増額したため計上するものです。

「10款 教育費、1項 教育総務費、3目 教育指導費、説明欄34 社会の力活用事業」22万7千円は、東京都のモデル事業として、狛江第三小学校の3、4年生の外国語授業に外部人材を活用し、教員の負担軽減と教育の質的向上を図るものです。「説明欄35 特別支援教育に関する実践研究充実事業」285万6千円は、国の委託事業として、狛江第三小学校において通常の学級に在籍している知的障がいのある児童に対して、新たな取組を取り入れた効果的な通級による指導方法を検証するものです。

「12款 諸支出金、1項 基金費、1目 財政調整基金費、説明欄1 財政調整基金」は、積立金を3億2,373万7千円増額するものです。

本件は、新型コロナウイルス感染症対策等、早期に対応すべき案件がありますので、初日審議でお願いします。

次に、令和3年度狛江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてですが、内容は、令和2年度決算に伴う整理や市税とともに国民健康保険税の収納のキャッシュレス化としてクレジットカード決済の導入経費等を計上するものです。

「第一表 歳入歳出予算補正」です。歳入歳出それぞれ4,963万7千円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ74億6,609万3千円とするものです。

歳入です。「3款 都支出金、1項 都補助金、2目 保険給付費等交付金、

説明欄3「都繰入金(2号分)」121万円は、クレジットカード決済の導入に当たっての10/10補助です。

「5款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金、説明欄1 前年度繰越金」4,842万7千円は、令和2年度の決算剰余金です。

歳出です。「1款 総務費、2項 徴税费、1目 賦課徴収費、説明欄1 賦課徴収事務費」121万円は、市税とともに国民健康保険税の収納のキャッシュレス化としてクレジットカード決済を導入するものです。「6款 諸支出金、1項 償還金及び還付金」は、令和2年度決算の確定に伴い都支出金等を精算するため増額するものですが、そのうち「1目 一般被保険者償還金及び還付金」は、3,754万2千円、「3目 特定健診・特定保健指導償還金及び還付金」は、232万円を増額するものです。「2項 繰出金、1目 一般会計繰出金、説明欄1 一般会計繰出金」856万5千円は、一般会計へ戻すものです。

次に、令和3年度狛江市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてです。

「第一表 歳入歳出予算補正」です。歳入歳出それぞれ919万円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億8,417万9千円とするものです。

歳入です。「4款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金、説明欄1 前年度繰越金」653万1千円は、令和2年度の決算剰余金です。

「5款 諸収入、4項 受託事業収入、1目 受託事業収入、説明欄1 葬祭費受託事業収入」85万円は、令和2年度の追加交付分です。「5項 雑入、1目 雑入、説明欄2 雑入」180万9千円は、令和2年度の保険料未収金補てん分負担金の清算金です。

歳出です。「2款 広域連合納付金、1項 広域連合納付金、1目 広域連合分賦金、説明欄1 広域連合負担金」は、過年度の負担金の精算を令和3年度の負担金を増減することにより行うため、3,544万7千円減額するものです。

「4款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金、1目 保険料還付金、説明欄1 保険料還付金」216万6千円は、令和2年度の還付未済額です。

「2項 繰出金、1目 一般会計繰出金、説明欄1 一般会計繰出金」4,247万1千円は、一般会計へ戻すものです。

次に、令和3年度狛江市介護保険特別会計補正予算(第1号)についてですが、内容は令和2年度決算に伴う整理をするものです。

「第一表 歳入歳出予算補正」です。歳入歳出それぞれ2億4,564万7千円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ72億4,026万8千円とするものです。

歳入です。「9款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金、説明欄1 前年度繰越金」2億4,564万7千円は、令和2年度の決算剰余金です。

歳出です。「5款 基金積立金、1項 基金積立金、1目 介護保険給付費準備基金積立金、説明欄1 介護保険給付費準備基金積立金」1億3,358万3千円は、令和2年度決算整理に伴う積み立てです。

「7款 繰出金、1項 繰出金、1目 他会計繰出金、説明欄1 他会計繰出金」178万9千円は、一般会計へ戻すものです。

「8款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金、2目 償還金、説明欄1 国庫支出金等過年度分返還金」1億1,027万5千円は、介護給付費負担金等の過年度返還金です。

特別会計についても、一般会計との繰入・繰出金がありますので、初日審議をお願いします。

市長 本件に関して、質問等ありますか。

副市長 国からの新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金が約1億4千万円あり、新型コロナウイルスワクチンの単価から計算すると、接種が約7万回分となりますが、市において10月以降それだけの接種回数が見込まれるのですか。算出の根拠について説明してください。

部長 本負担金の対象には、これから接種する分に加え、既に接種が完了した分についての、時間外や休日に接種した際の上乗せ分が含まれているため、それらを見込んで算出した金額となります。

市長 他に意見等なければ、案のとおり決定します。

次に、報告事項1「令和2年度主要な施策の成果説明書・決算資料について」を報告してください。

部長 本資料を作成しましたので、議会に対し決算審査意見書及び決算書と併せて送付します。

市長 その他ありますか。

部長 令和3年8月15日大雨対応についてです。

8月15日を中心に発生しました、大雨等の対応について報告します。8月15日未明から夕方にかけて西日本から東日本に停滞している前線と低気圧の影響により、大気が非常に不安定な状態となり、断続的に大雨や強風が発生しました。

都内の複数の区市において、大雨、洪水警報や土砂災害警戒情報が発表され、市においても午前3時28分に洪水警報が、午前4時39分に大雨警報（土砂災害）が発表され、関係各課の職員が対応に当たりました。今回の大雨による多摩川及び野川の最高水位は、多摩川では午前6時20分に2.82m、野川では午前5時30分に2.33mを観測し、野川では、一時氾濫危険水位を越

えましたが、直後に水位が低下傾向となったため、避難情報の発令を見送りました。また、市内は東野川4丁目の一部が土砂災害警戒区域に指定されており、該当地域の住民に対しては、注意を促すメールを配信し、避難が必要になった時に備え、市防災センターを避難場所として開放する準備をしましたが、利用者はいませんでした。六郷、猪方の各排水樋管については、下水道課職員によるパトロールを2回ずつ実施しましたが、いずれも異常はありませんでした。

大きな被害はありませんでしたが、今回の大雨は停滞前線と低気圧によってもたらされたものであり、台風以外にも注意すべき気象状況があるということのを再認識することとなりました。

今後も、台風や集中豪雨の発生する時期が続きますので、各部においても気象情報等に留意するとともに職員の連絡体制の確保等、引き続き対応をお願いします。

市長 本件については、2点、今後検討していくべき課題がありました。

1点目は、対応に当たる職員体制についてです。今回、現場確認に行く職員が多くなりましたが、他自治体で事故が発生した例を見ると、現場確認に1人で行ってた場合が多いため、必ず2人以上で行くよう注意し、また、長期間警報が発令された場合には、職員の交代が必要になることから、2班体制等を検討する必要があります。

2点目は、近隣自治体の状況における避難所開設についてです。今回、隣接する世田谷区に避難指示が発令され、世田谷区の住民から市の避難所についての問合せがありました。世田谷区とは災害時における相互応援協定を締結しているので、今後、このような場合に避難所の開設・受入れに当たっての基準や職員体制等について検討する必要があります。

他にありますか。

部長 東京都水道局（仮称）狛江住宅横公園の工事についてです。

令和2年11月24日の庁議で、東京都の工事入札の不調により、東京都水道局（仮称）狛江住宅横公園の工事を3年度に延期する旨を報告しましたが、施工者である東京都より、工事業者が決定したため、工事を開始する旨の連絡がありましたので報告します。

工事期間は、9月15日から令和4年1月11日までを予定しています。工事に当たり、8月下旬から除草や測量等の作業を行うとのことです。なお、近隣住民への周知については、町会長への連絡及び隣接している方へお知らせ文を8月18日から配布するとのことです。

市長 新型コロナウイルス感染症の感染が市内を含めた全国で拡大しています。感染防止対策に努めているところですが、以前と比較すると慣れが生じ、ル

ールの順守が不十分になってきていると感じています。新型コロナウイルス感染症の感染者からは感染した場面が分からない、感染防止対策を行っていたのに感染した等の話を聞いていますので、市役所及び市内公共施設においてカウンターや共用部の消毒等、きめ細かな感染防止対策を徹底してください。

他になければ、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、8月24日午前9時00分から開催します。